

■「第4次福岡市子ども総合計画（案）」の概要

I 計画の概要

1 これまでの経緯及び策定の趣旨

- 平成 12 年 「福岡市子ども総合計画」策定
- 平成 17 年 「福岡市子ども総合計画」（次世代育成支援行動計画・前期計画）として見直し
- 平成 22 年 「新・福岡市子ども総合計画」（次世代育成支援行動計画・後期計画）として見直し
- 平成 27 年 「第4次福岡市子ども総合計画」策定（予定）
⇒ 子ども・子育て支援新制度（平成 27 年 4 月開始）を踏まえ、より市民ニーズに即した子ども施策を総合的・計画的に推進

2 計画の位置づけ

- 「福岡市総合計画」を上位計画とし、子どもに関する施策を総合的・計画的に推進
- 次の計画として位置付け
 - ・子ども・子育て支援法に基づく「福岡市子ども・子育て支援事業計画」（策定必須）
 - ・子ども・若者育成支援推進法に基づく「福岡市子ども・若者計画」
 - ・次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援福岡市行動計画」
 - ・母子及び寡婦福祉法に基づく「福岡市ひとり親家庭等自立促進計画」
- 「新しいふくおかの教育計画」や「福岡市保健福祉総合計画」、その他の関連計画と整合・連携

3 計画期間

平成 27 年度から平成 31 年度まで

4 計画の対象

すべての子ども・若者と子育て家庭、市民、地域コミュニティ、事業者、行政など、すべての個人・団体

- ※「子ども」「若者」は、「子ども・若者育成支援推進大綱」で定める用語を用いる。
- ・子ども＝乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生）、思春期（中学生からおおむね 18 歳まで）の者
 - ・若者＝思春期、青年期（おおむね 18 歳から 30 歳まで）の者

※子育て家庭＝子どもを育成し、または育成しようとする家庭

※事業者＝企業、保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育などの教育・保育に関わる事業者、NPO 法人など

II 計画の基本理念等

基本理念

■子どもが夢を描けるまちをめざして

子どもは、大人とともに社会を構成する一員であり、未来を創るかけがえのない存在です。子ども一人ひとりが自分らしく健やかに成長できるよう、それぞれの個性や価値観を尊重するとともに、子どもの最善の利益を考慮し、社会全体ですべての子どもと子育て家庭を支えます。また、子どもがさまざまな人との交流や体験を通して、豊かな人間性や社会性、主体性を身につけ、将来に夢を描き、チャレンジしながら、社会の一員として自立した大人へと成長できるまちをめざします。

～ めざすまちの姿 ～

- 一人ひとりの人権が尊重され、すべての子どもたちが、かけがえのない存在として、いきいきと輝き、健やかに成長しています。
- 子育てを支援するサービスが充実し、ゆとりある子育て環境が整う中、それぞれの家庭が、安心して子どもを生み育てています。
- 将来に夢や希望を描きながら、子どもや若者が、目標に向かってさまざまなことにチャレンジし、活躍しています。
- 地域では、隣近所の住民や、自治協議会をはじめとするコミュニティ、学校など、さまざまな人たちが、子どもや若者、子育て家庭を見守り、支えています。

子ども・若者は…

- ・自分が大切な存在であることを認識し、自尊感情や自己肯定感を育みながら、心豊かにたくましく成長しています。
- ・たくさんの人とのふれあいの中で、社会性や道徳性を育み、主体的に社会に参加しています。

子育て家庭は…

- ・保護者が、しっかり子どもと向き合い、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じ、子どもが健やかに成長できる家庭を築いています。

事業者は…

- ・それぞれの分野で、子どもの健やかな成長に配慮し、支援しています。また、子どもを生み育てながら安心して働き続けることができる環境づくりを進めています。

行政は…

- ・すべての子どもと若者、子育て家庭を、きめ細かに支援しています。また、社会全体で子育てや子どもの健やかな成長を支え、支援する取組を推進しています。

基本的視点

■視点1 すべての子どもの人権の尊重

子どもの個性や多様な価値観を理解し、一人ひとりの子どもの人権を尊重することが大切

■視点2 すべての子ども・子育て家庭の支援

すべての子ども、子育て家庭に対し、切れ目のない支援を行うことが大切

■視点3 地域力による家庭の子育て力の向上

地域のさまざまな人が関わることで、家庭の子育て力を向上させていくことが大切

■視点4 子ども・若者の健やかな成長

子ども・若者が、自分の意志で責任を持って行動する自立した大人に成長できるよう支援することが大切

■視点5 社会全体での支援

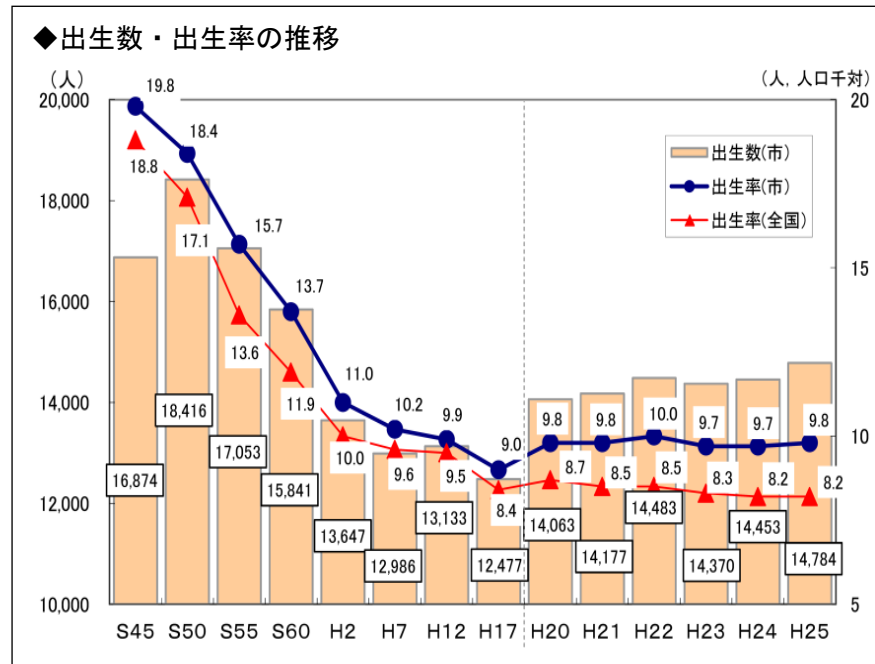
行政、市民、地域コミュニティ、事業者、学校、大学、NPO など、さまざまな主体が共働 し、社会全体で子どもと子育て家庭を支えていくことが大切

Ⅲ 子ども・若者を取り巻く状況

1 出生数、出生率の推移

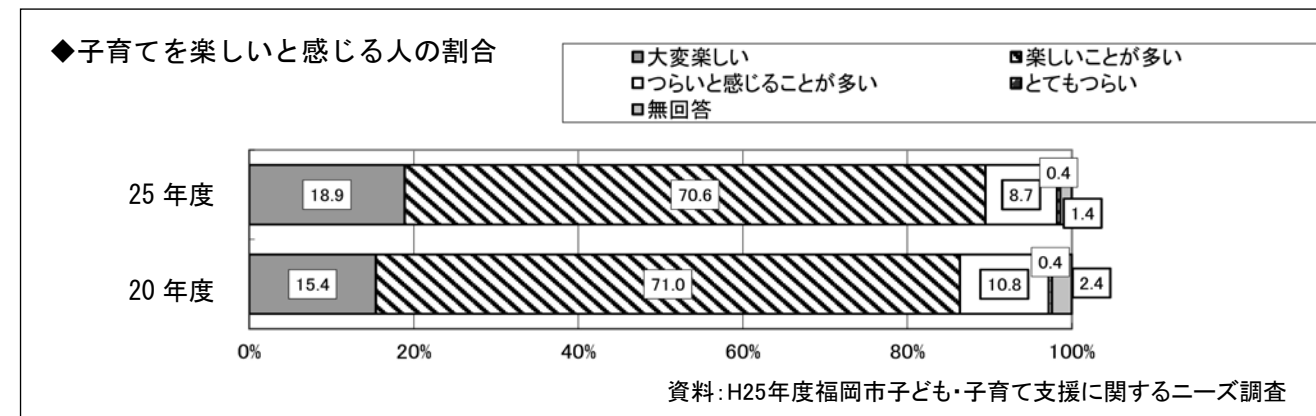
福岡市の出生数は、1990(平成2)年ごろからほぼ13,000人台の横ばいで推移してきましたが、直近の6年間は14,000人台で推移しています。

出生率(人口1,000人あたりの出生数)は全国と比較すると高い状況にあります。



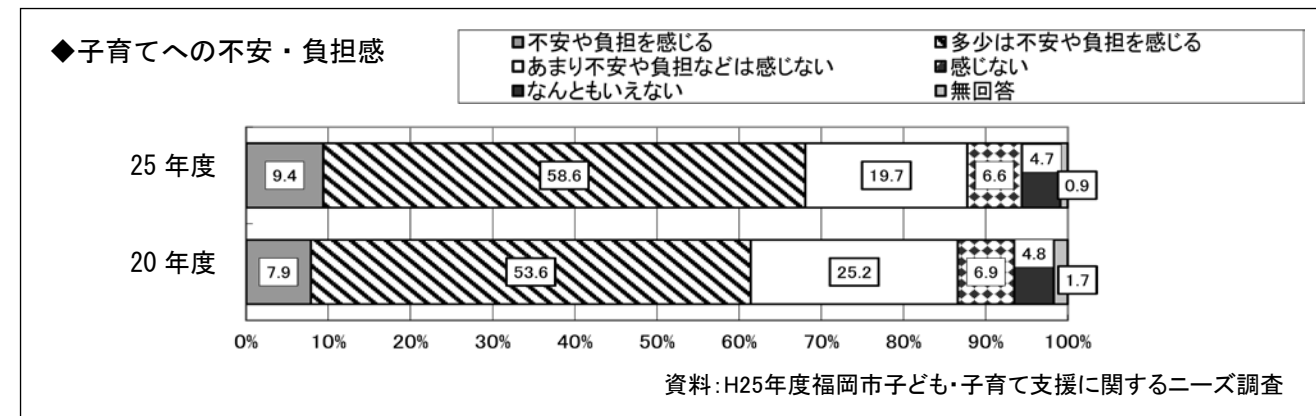
2 子育ての楽しさ(乳幼児の保護者)

子育てを楽しんでいる人(「大変楽しい」と「楽しいことが多い」の合計)は全体の89.5%となっており、前回調査と比べ3.1ポイント増加しています。



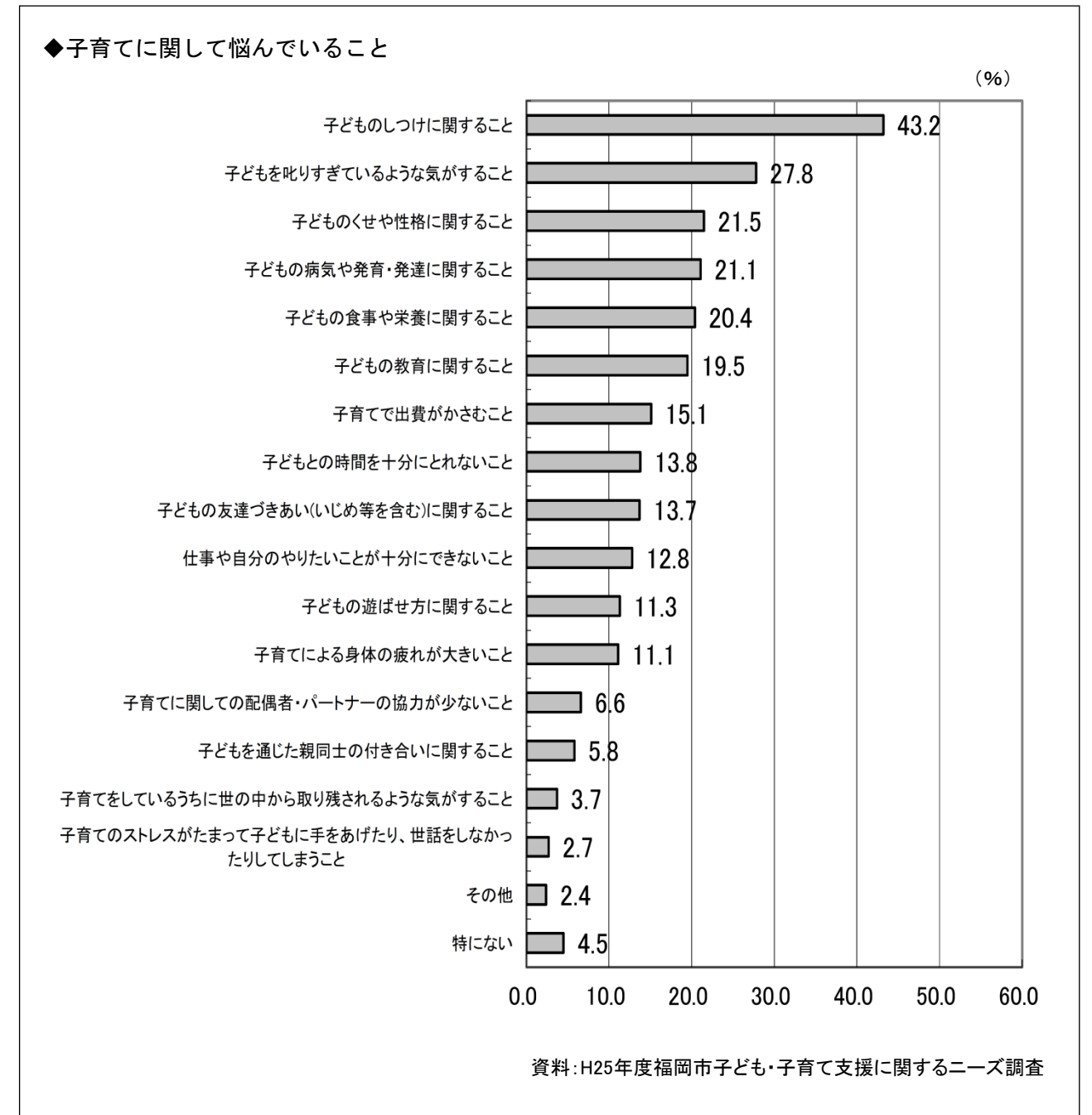
3 子育てへの不安・負担感(乳幼児の保護者)

子育てに不安や負担を感じる人(「不安や負担を感じる」と「多少は不安や負担を感じる」の合計)は全体の68.0%となっており、前回調査と比べ、6.5ポイント増加しています。



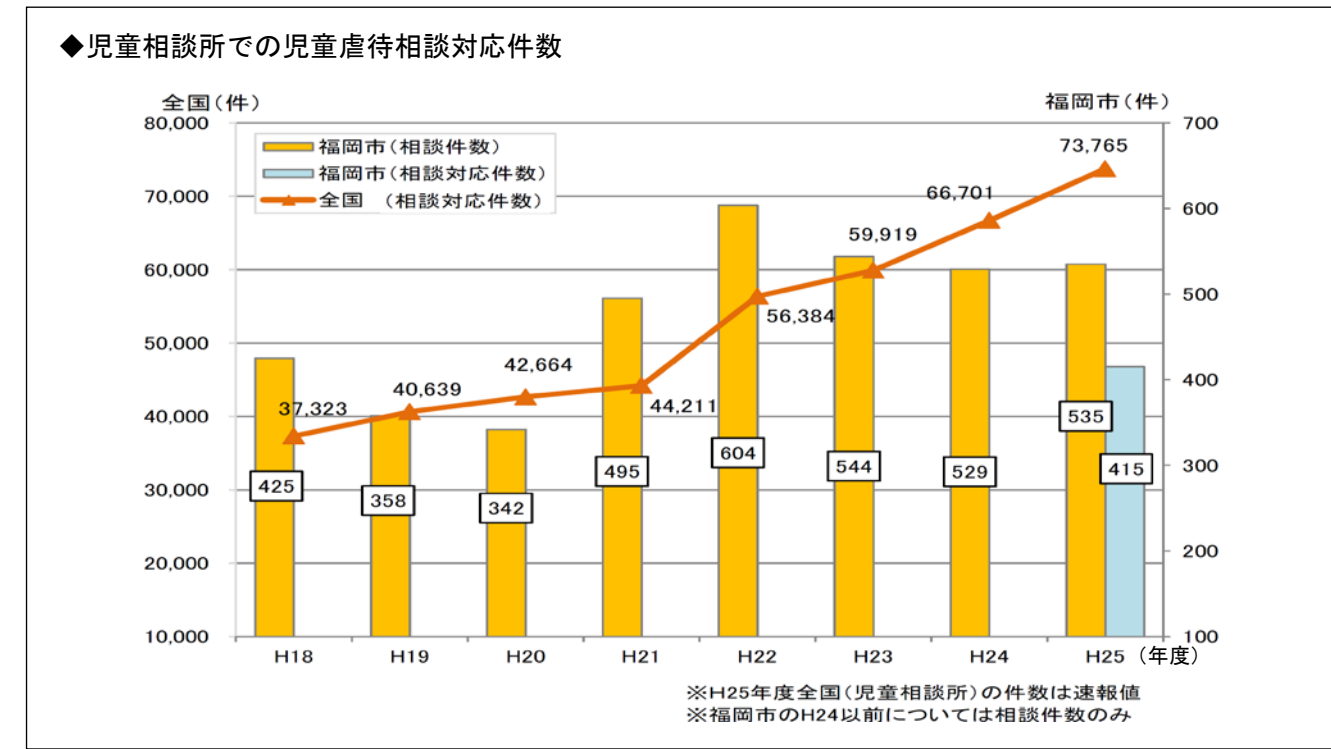
4 子育てに関して悩んでいること(乳幼児の保護者)

子育てに関して日常悩んでいること、気になることとしては、「子どものしつけに関すること」の割合が最も高く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」「子どものくせや性格に関する」「子どもの病気や発育・発達に関する」「子どもの食事や栄養に関する」となっています。



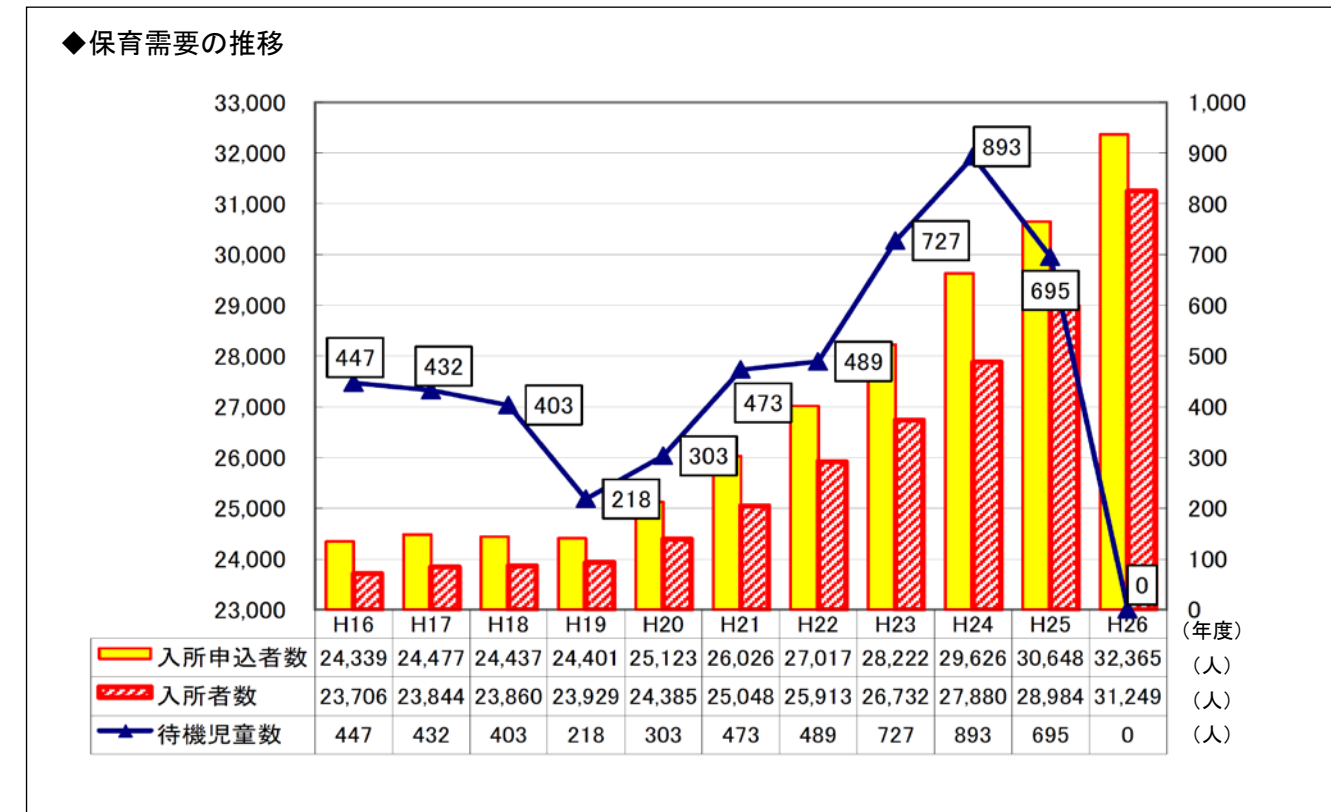
5 児童虐待相談の対応件数

児童虐待に関する相談件数は、平成 22 年度以降緩やかに減少しているものの、依然として高い水準にあります。



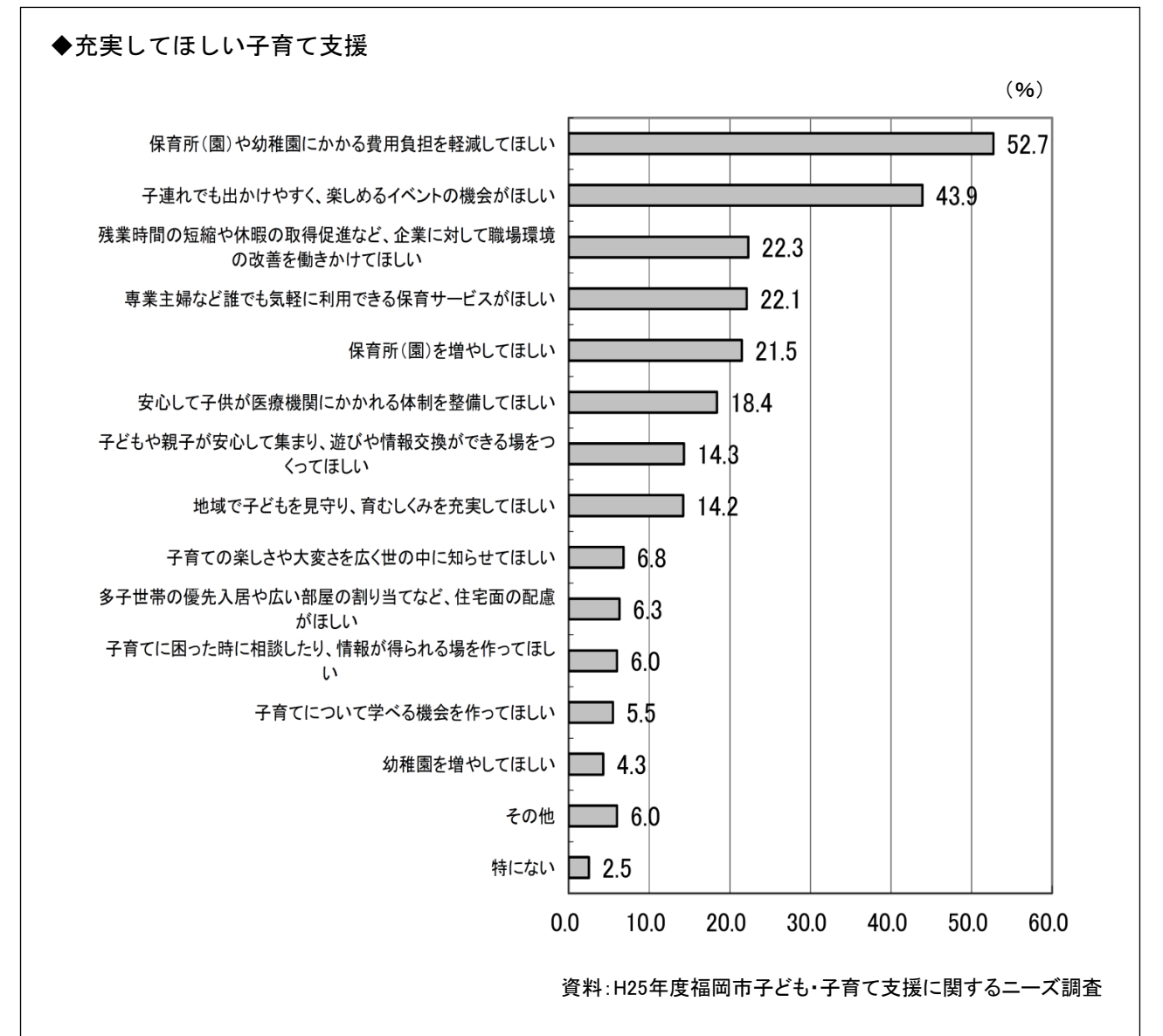
6 保育需要の推移

共働き家庭の増加や、転入者が多いことなどにより、保育のニーズが急増しています。この傾向は、今後も続くと考えられます。



7 充実してほしい子育て支援（乳幼児の保護者）

子育て支援については、「保育所（園）や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」の割合が最も高く、次いで「子連れでも出かけやすく、楽しめるイベントの機会がほしい」「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」「専業主婦など誰でも気軽に利用できる保育サービスがほしい」「保育所（園）を増やしてほしい」となっています。



Ⅳ 施策の方向

目標 1 子どもの権利を尊重する社会づくり

前計画での取組と成果

- ・「子ども家庭支援センター」の開設
- ・乳幼児健康診査の未受診児対策など、児童虐待未然防止の取り組み
- ・里親制度の拡充、ファミリーホームの増設などによる里親等委託率（里親及びファミリーホームへの委託率）の向上
- ・「東部療育センター」の開所
- ・「不登校対応職員」やスクールソーシャルワーカーの増員 など

現状と課題

- ・児童虐待相談件数は依然として高い水準にあり、相談内容も深刻化
- ・社会的養護を必要とする子どもへの対応（里親制度のさらなる拡充）
- ・子どもの発達障がいに関する相談や新規受診者が増加
- ・ニートやひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者が増加

施策の方向

子どもに関するさまざまな問題について相談・支援体制の充実を図るとともに、重大な人権侵害である児童虐待の防止や、家庭で暮らせない子どもを社会的に養育する“社会的養護”の充実、不登校やひきこもりなど困難を有する子ども・若者の支援を行います。また、子どもの貧困問題に取り組みます。

【施策体系】

1 子どもに関する相談・支援体制の充実

こども総合相談センターの充実、区役所・地域、学校における相談・支援体制の充実、子ども家庭支援センターの充実、被害に遭った子どもの支援

2 児童虐待防止対策

未然防止、早期発見・早期対応、再発防止、関係機関などとの連携による支援、重篤事例の検証

3 社会的養護体制の充実

里親等委託（家庭養護）の推進、施設機能の強化、家庭支援機能などの充実、自立支援策の充実、人材の育成、子どもの権利擁護の推進

4 障がい児支援

早期発見・早期支援、療育・支援体制の充実強化、発達障がい児の支援

5 子ども・若者の支援

思春期の保健・健康教育の充実、いじめの未然防止・不登校の子どもへの支援、ひきこもりの子ども・若者への支援、子ども・若者の自立支援

6 子どもの貧困問題への対応

7 子どもの権利の啓発

8 子どもの社会参加の促進

目標 2 安心して生み育てられる環境づくり

前計画での取組と成果

- ・待機児童解消に向けた、集中的な保育所整備を実施
- ・延長保育、病児・病後児デイケア、一時預かりなどの保育サービスを充実
- ・妊婦健康診査の検査項目を拡充、乳幼児健全発達支援事業(親子教室)を全区に拡大
- ・ひとり親家庭に向けて、就業への助言などを行う「自立支援プログラム員」を配置
- ・企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を支援 など

現状と課題

- ・共働き家庭の増加などによる、保育が必要な子どもの数の増加
- ・保護者の就労形態の多様化
- ・出産前後の育児不安が強い時期における母親への支援
- ・仕事と子育てが両立できる環境づくり

施策の方向

母親が安心して出産し、また、生まれた子どもが健やかに成長していけるよう、出産前から出産後、乳幼児期、さらにその先へと、切れ目のない支援を行います。また、質の高い教育・保育を確実に提供するとともに、共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに対応するため、多様な保育サービスの一層の充実を図ります。さらに、市民、事業者などと共働き、男性も女性も、子育てをしながら安心して働き続けることができる環境づくりに取り組みます。

【施策体系】

1 幼児教育・保育の充実

教育・保育の提供体制の確保、保育士などの人材確保、多様な保育サービスの充実、教育・保育の質の向上、教育・保育における連携推進

2 母と子の心と体の健康づくり

健康づくりの推進、小児医療の充実、食育の推進、不妊に悩む人への相談体制と支援

3 ひとり親家庭への支援

相談・支援体制の充実、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援、養育費の確保

4 子育て家庭への経済的な支援

5 仕事と子育ての両立に向けた環境づくり

男女が共同で子育てを行う意識の醸成、企業における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、社会全体での子育て支援

6 子育てを支援する住まいづくり・まちづくり

7 子どもや子育て支援に関する情報提供

目標 3 地域における子育ての支援と健やかな成長を支える環境づくり

前計画での取組と成果

- ・留守家庭子ども会について、全施設での全学年受け入れに向けた取組を実施（27年度当初に達成予定）
- ・「子どもプラザ」を14か所設置
- ・「放課後の遊び場づくり事業」を74校まで拡大
- ・「アジア太平洋子ども会議・イン福岡」を継続支援、「ミニふくおか」「中高生夢チャレンジ大学」を開始 など

現状と課題

- ・孤立しがちな子育て家庭、子育てに不安や負担を感じる家庭の増加
- ・放課後に保護者が不在の家庭の増加
- ・家庭の子育て力の低下、子どもの基本的な生活習慣の形成・規範意識の醸成の必要性
- ・若者の社会的・職業的自立

施策の方向

子どもが地域の中で健やかに成長していけるよう、地域全体で子どもを育む環境づくりを進めるとともに、家庭の子育て力の向上や、子どもの遊びや活動の場づくりなどに取り組みます。
また、子ども・若者が、多様な経験を通して豊かな人間性を育み、自立した大人へと成長していけるよう、子ども・若者の自己形成や社会的自立に向けた取組を推進します。

【施策体系】

1 地域全体で子どもを育む環境づくり

子育て支援のネットワークづくり、地域における人材の育成と大学、企業、NPOなどとの連携

2 子どもの健やかな成長を支える取組

豊かな心を育む取組の推進、家庭の子育て力の向上、放課後などの活動の場づくり

3 子どもの遊びや活動の場づくり

乳幼児親子の遊びや交流の場づくり、公民館や学校施設などを活用した遊びや活動の場づくり、外遊びの場づくり、子どもの視点での活動の場づくり

4 子ども・若者の自己形成支援

さまざまな体験機会の充実

5 子ども・若者の社会的自立に向けた取組

主体性の醸成と職業観の育成、大人としての自覚の醸成、就労支援

6 子ども・若者の安全を守る取組と非行防止

交通安全対策の推進と災害などへの対応、子どもの安全を守る取組の充実、非行防止、有害環境などへの対応

V 成果指標

区分	成果指標		現状値 26 年度末	目標値 31 年度末
全体	子育て環境満足度 (福岡市が子育てしやすいまちだと感じる、高校生以下の子をもつ保護者の割合)		60.3% (25 年度)	70%
目標 1	子どもの人権が尊重されていると感じる市民の割合 新規項目		78.1% (25 年度)	80%
	子どもの自尊感情 (自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合)	小学校	74.4% (25 年度)	85% (30 年度)
		中学校	68.2% (25 年度)	80% (30 年度)
	里親等委託率 (児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホームに委託された児童のうち、里親及びファミリーホームに委託された児童の割合)		31.9% (25 年度)	40%
	「不登校児童生徒」の人数		963 人 (25 年度)	822 人 (30 年度)
目標 2	4 か月児健診時のアンケート調査の結果 (母親)			
	育児に心配があると答えた母親の割合		14.3% (25 年度)	減少
	育児は疲れると答えた母親の割合		20.3% (25 年度)	減少
	育児は楽しいと答えた母親の割合		90.6% (25 年度)	増加
	男女の固定的な役割分担意識の解消度 (「男は仕事、女は家庭を守るべき」という固定概念をもたない市民の割合)	男性	42.0% (25 年度)	75% (34 年度)
		女性	51.1% (25 年度)	80% (34 年度)
	父親の 1 週間あたりの家事・育児の時間 (乳幼児の保護者) 新規項目		15 時間 48 分	増加
目標 3	地域での支え合いにより、子育て家庭や高齢者が暮らしやすいまちだと感じる市民の割合 新規項目		39.8% (25 年)	65% (34 年度)
	子育てについて気軽に相談できる人・場所がある人 (乳幼児の保護者) の割合		82.4%	90%
	地域の公園で子どもが安心して遊べると感じている市民の割合		63.9% (25 年度)	60% (32 年度)
	地域の遊び場や体験学習の場への評価 新規項目 (地域の小中学生はさまざまな遊びや体験学習をする場や機会に恵まれていると感じる、高校生以下の子をもつ保護者の割合)		59.7% (25 年度)	65% (34 年度)

VI 事業目標等

1 子ども・子育て支援法の必須項目【国の指定項目】

(1) 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策

		H26 年度(実績)				H27 年度				H28 年度			
		3-5 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳
		学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり		
量の見込み (必要利用定員総数)		23,469	32,413			23,375	33,569			23,212	34,522		
			18,304	11,628	2,481		18,960	11,892	2,717		19,285	12,237	3,000
確保方策	教育・保育施設 (保育所、幼稚園、認定こども園)	23,469	18,621	10,935	2,562	23,375	19,010	11,505	2,653	23,212	19,285	11,685	2,836
	地域型保育事業			352	64			452	114			552	164

		H29 年度				H30 年度				H31 年度(目標)			
		3-5 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳
		学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり		
量の見込み (必要利用定員総数)		22,633	35,070			22,251	35,699			21,973	36,323		
			19,260	12,505	3,305		19,393	12,760	3,546		19,612	12,946	3,765
確保方策	教育・保育施設 (保育所、幼稚園、認定こども園)	22,633	19,285	11,853	3,091	22,251	19,393	12,058	3,232	21,973	19,612	12,224	3,321
	地域型保育事業			652	214			702	314			722	444

	5 年間の整備数			
	3-5 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳
	学校教育のみ	保育の必要性あり		
教育・保育施設 (保育所、幼稚園、認定こども園)	▲1,496	991	1,289	759
地域型保育事業			370	380

※ 量の見込みの算出方法：

- ①国の手引きに従い、ニーズ調査の結果から 31 年度の保育の量の見込みを算出
- ②26 年度(実績) から 31 年度に向け、平均的に保育の量の見込みが増加するものとして各年度の見込みを算出

※ 提供区域の設定内容(提供区域別の一覧表は計画の中に記載)：

- 「学校教育のみ」については行政区単位で設定
- 「保育の必要性あり」については別途定める 31 の区域単位で設定

※ 保育認定における就労時間の下限については、現行と同じ 1 か月 60 時間とする。

(2) 事業目標（子ども・子育て支援法の必須項目【国の指定項目】）

事業名（国事業名）		指数	H26 年度末	H27 年度末	H28 年度末	H29 年度末	H30 年度末	H31 年度末
目標1 子どもの権利を尊重する社会づくり								
虐待防止等強化事業、 母親の心の健康支援事業 （養育支援訪問事業） 新規項目	見込み	支援人数 （人）	172	186	201	215	226	237
	確保方策	支援体制 （人）	80	80	90	90	100	100
		こども総合相談センター・区保健福祉センターにおける実施体制						
目標2 安心して生み育てられる環境づくり								
延長保育事業 （時間外保育事業）	見込み	利用人数	9,076	9,400	9,670	9,820	10,000	10,170
	確保方策	（人）	9,076	9,400	9,670	9,820	10,000	10,170
病児・病後児デイケア事業 （病児保育事業）	見込み	利用者数 （人日）	21,400	26,310	26,670	26,660	26,770	26,930
	確保方策	利用者数 （人日）	21,400	23,400	24,700	26,000	27,300	27,300
		実施施設数	18	18	19	20	21	21
			医療機関併設型施設数					
幼稚園の預かり保育 （一時預かり事業（預かり保育）） 新規項目	見込み	定員数	400,000	519,000	591,000	677,000	777,000	884,000
	確保方策	（人日）	884,000	884,000	884,000	884,000	884,000	884,000
一時預かり事業 （一時預かり事業（預かり保育を除く））	見込み	定員数	20,000	32,000	38,000	44,000	50,000	59,000
	確保方策	（人日）	26,000	32,000	38,000	44,000	50,000	59,000
子どもショートステイ （子育て短期支援事業）	見込み	利用者数	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	確保方策	（人日）	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
福岡市保育コンシェルジュ （利用者支援に関する事業） 新規項目	見込み	箇所数	7	7	9	14	14	14
	確保方策	（人数）	7	7	9	14	14	14
妊婦健康診査 （妊婦に対して健康診査を実施する事業） 新規項目	見込み	対象者数（人）	15,244	14,690	14,570	14,350	14,100	13,900
	確保方策	実施体制	市内委託医療機関で実施					
目標3 地域における子育ての支援と健やかな成長を支える環境づくり								
こんにちは赤ちゃん訪問事業 （乳児家庭全戸訪問事業） 新規項目	見込み	対象者数（人）	14,615	14,110	14,040	13,930	13,720	13,480
	確保方策	実施体制	民生委員・児童委員による家庭訪問に加え、専門職による訪問を実施					
ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）	見込み	定員数	16,100	17,000	18,900	19,800	21,700	23,500
	確保方策	（人日）	24,200	24,200	24,200	24,200	24,200	24,200
留守家庭子ども会 （放課後児童健全育成事業）	見込み	利用者数	12,000	13,000	13,000	14,000	14,000	14,000
	確保方策	（人）	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
子どもプラザ （地域子育て支援拠点事業）	見込み	利用者数 （人回/月）	12,000	15,000	20,000	25,000	32,000	41,000
	確保方策	箇所数	14	14	14	14	14	14

※ ただし、事業の実施は、毎年度の予算編成過程で決定する。

【参考】 保育関連の事業の概要

- ・延長保育事業

通常の保育時間（月～金：午前7時～午後6時、土：午前7時～午後4時）を超えて保育を実施（延長時間：1時間～4時間）
- ・病児・病後児デイケア事業

医療機関に併設したデイケアルームで一時保育を実施（月～金：午前8時30分～午後5時30分、土：午前8時30分～午後1時。施設により異なる）
- ・幼稚園の預かり保育

通常の教育時間外や長期休業期間中に園児を預かる制度（利用時間は園により異なる）
- ・一時預かり事業

家庭での保育が一時的に困難になった乳幼児を一時的に預かる事業（昼間/月14回まで）
- ・子どもショートステイ

保護者が病気などの事情で乳幼児・児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設・乳児院等に委託して養育を実施（原則7日間まで[やむを得ない場合は14日間まで延長可]）
- ・休日保育

日祝日などに、保護者が仕事のため家庭で保育ができない場合に、保育を実施（利用時間：午前7時～午後6時）

2 事業目標（福岡市が独自に設定する項目）

事業名	指数	現状値 H26 年度末	目標値 H31 年度末
目標1：子どもの権利を尊重する社会づくり			
子ども家庭支援センター	設置数	1	2 *
児童養護施設等ケア単位の小規模化 新規項目	施設数	1	2
ファミリーホーム	施設数	12	16
自立援助ホーム	施設数	2	3
児童心理治療施設 新規項目	施設数	0	1
若者のぷらっとホームサポート事業	実施箇所数	6	7
子ども・若者の活躍の場プロジェクト 新規項目	参加団体数	5	10
目標2：安心して生み育てられる環境づくり			
休日保育	実施箇所数	5	7
安心して住める市営住宅の整備（市営住宅のバリアフリー化） 新規項目	整備戸数	9,200	13,100
全歩道のうちフラット化された歩道の割合	割合（%）	29	31 (28年度末)
目標3：地域における子育ての支援と健やかな成長を支える環境づくり			
放課後等の遊び場づくり事業	設置数	87	143
身近な公園の整備における子どもが参加したワークショップの割合	割合（%）	75 (25年度末)	80
通学路の歩車分離	割合（%）	75	78 (28年度末)

※ ただし、事業の実施は、毎年度の予算編成過程で決定する。

* 「子ども家庭支援センター」については、今後の状況に応じ、さらなる増設を検討する。

Ⅶ スケジュール

時期	平成 25 年度	平成 26 年度			
	1 ～ 3 月	4 ～ 6 月	7 ～ 9 月	10～12 月	1 ～ 3 月
内容	市長が審議会に諮問（2月）	「福岡市子ども・子育て審議会」での審議			審議会が市長に答申（1月頃）
		総会：2/4、5/30、9/29、1月（予定） 専門委員会：3/26、4/25、5/30、7/4、8/27			
			結果報告	パブリック・コメント (11/4～12/1)	計画の公表（3月）
					計画の決定（2月頃）